

平成 22 年 7 月 15 日

各 位

会 社 名 サイタホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 才 田 善 之  
(コード番号 1999 福証)  
問 合 せ 先 取締役社長室長 花田正倫  
(TEL 0946-22-3875)

### HUE FOODS COMPANY LIMITED の出資権の取得（子会社化）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、HUE FOODS COMPANY LIMITED（本社ベトナム）の出資権を取得し、子会社化することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 株式取得の理由

当社グループは、中期的な経営戦略として、平成 18 年 1 月に実施した会社分割を契機として、建設事業及び砕石事業を 2 本の柱とする経営から、第 3 の柱とすべき酒類事業及び環境事業等への事業拡大を実践してまいりました。

そのうち、酒類事業に関して、当社子会社（フェフーズ・ジャパン株式会社）が輸入販売している焼酎等をベトナム社会主義共和国で製造している HUE FOODS COMPANY LIMITED を子会社することにより、事業拡大を図ることといたしました。

#### 2. 異動の方法

HUE FOODS COMPANY LIMITED の出資権（100%）を当社が才田善彦氏から取得いたします。

#### 3. 異動する子会社の概要（平成 22 年 6 月 30 日現在）

- (1) 商 号 HUE FOODS COMPANY LIMITED
- (2) 本 店 所 在 地 ベトナム社会主義共和国フェ市ツイスン区レゴカット 4-114
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役社長 才田 善彦
- (4) 事 業 内 容 酒類の製造・販売業
- (5) 資 本 金 32,637,619,248 ベトナムドン（約 154 百万円）
- (6) 設 立 年 月 日 1995 年（平成 7 年）12 月 23 日
- (7) 出資者及び出資割合 才田 善彦（同社 代表取締役社長）100%
- (8) 当 社 と の 関 係

資 本 関 係	当社との資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社の間で役員 2 名の兼務があります。
取 引 関 係	当該会社は当社子会社（フェフーズ・ジャパン株式会社）に対し酒類販売を行っております。

(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財務状態

(単位：百万ベトナムドン)

	2007年6月期	2008年6月期	2009年6月期
売上高	21,405	38,737	48,670
売上総利益	2,411	4,145	15,428
営業利益	△3,109	△854	9,659
経常利益	△3,166	△656	10,489
当期純利益	△6,062	△916	9,028
総資産	35,085	35,147	41,850
株主資本	△38,055	△38,972	△29,996

(注) 2010年6月30日現在 100ベトナムドン=0.4739円(参考値)

4. 出資権取得の相手先の概要

- (1) 氏名 才田 善彦
- (2) 住所 福岡県朝倉市
- (3) 当社と当該個人との関係

資本関係	当社の主要株主(24.32%)であります。
人的関係	当該個人は、当社の役員を兼務しております。
取引関係	当社との取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	当該会社の役員である才田善彦氏は、当社の役員であり主要株主であるため、関連当事者に該当します。

5. 取得出資権の額及び取得価額

- (1) 異動前の出資権の所有割合 0%
- (2) 異動後の出資権の所有割合 100%
- (3) 取得価額 35百万円

6. 支配株主との取引等に関する事項

- (1) 支配株主である才田善彦との取引であります。
- (2) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針  
当社では、支配株主との取引を行う場合には、第三者と同様に適切な取引条件を設定することを基本方針とし、取引の内容及び取引条件の妥当性について、取引金額の多寡に関わらず取締役会において審議する等、当社および少数株主に不利益を与えることのないよう対処してまいります。
- (3) 公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置について  
取得価額については、支配株主との取引の公正性と妥当性を期すため、独立した第三者が精査した平成21年6月末時点の財務諸表を前提とした純資産法及び将来的な収益力を見積もって株式を算定するDCF法などによる評価を基に協議し算出したものであります。
- (4) 当該取引は、支配株主との取引等に該当するため、証券会員制法人福岡証券取引所の定める「企

業行動規範に関する規則」第 11 条の 2 に定める経営者から一定程度独立した者からの意見入手を行いました。具体的には、千原賢治社外監査役より平成 22 年 7 月 12 日に取得価額の決定方法、子会社化による酒販事業の見通し、購入のための資金調達の方法などを総合的に勘案した結果、当該取引の必要性と相当性が認められるとの意見を入手しております。

#### 7. 日 程

- (1) 取締役会決議 平成 22 年 7 月 15 日
- (2) 出資権譲受期日 平成 22 年 7 月 20 日 (予定日)

#### 8. 今後の見通し

本件に伴う平成 22 年 6 月期の当社の業績への影響はありません。なお、平成 23 年 6 月期への影響については精査中であります。

以 上